

# 関東州阿片制度の制定と中国商人

—— 関東州の統治を巡る一考察 ——

桂川光正

【要約】 発足当初の関東州の阿片制度には、容易には理解し難い奇妙な事柄が三点見られる。これの一つ一つ、現地中国人阿片商の動向との関わりに留意しながら考察すると、関東州を台湾産煙膏の独占市場に仕立て上げるのが、この時の特許専売制導入の目的だったこと、しかしその企てが成功しなかった事実が明らかになった。更に、関東州に張り巡らされていた在来の経済的・人的・社会的ネットワークから関東州を切り離し、台湾と繋げることで、日本を頂点としたネットワークを新たに作り上げようとするのが、日本のこの時期の関東州統治の基本方策、ないしはこの時点での日本の帝國形成の基本戦略であったことも明らかとなった。関東都督府はその後、阿片制度の手直しを行なうのだが、それは、日本による関東州統治の進捗ないし安定化のために重要な柱を構築する意味があった。阿片・麻薬問題の歴史的研究は、このように、帝國史研究の一環として大きな意味を持っている。

史林 九一卷一号 二〇〇八年三月

## はじめに

近代のアジア、特に中国で阿片・麻薬類の医療目的でない使用が広く行われている中、日本の政府や軍部が「外地」でそうした使用を主要な対象とする阿片・麻薬政策を実施したほか、日本人がそうした類の阿片・麻薬類の生産・流通・販売に当事者として関わっていた事実は、よく知られている。だが、それに関する研究は手薄く、研究対象も、主に台湾総

督府の財政と絡めてその阿片政策を取り上げるもの、一九三〇年代の「満蒙」での軍部の阿片政策を中国侵略の一側面として取り上げるもの、ほぼ二種類に限られている。<sup>①</sup>これら以外、つまり、関東州及び「満洲」各地、朝鮮、中国本土主要都市などにおける阿片政策や阿片をめぐる事実・実態の解明は殆ど進んでおらず、まずはそれから始めなければならぬのが、日本における阿片・麻薬の歴史的研究の現状なのである。

本稿は、こうした中で、研究の空白が著しい「満洲国」成立以前の関東州に於ける阿片制度について検討するための、試みの一つである。「試みの一つ」と持って回った言い方をするのは、本稿の検討対象が、専ら、発足当初の制度に見られる問題だからである。検討対象を限定したのは、初期の阿片制度には、後述のように、容易には理解し難い奇妙な点が三つあり、まずはこれらを解明しておくことが関東州阿片制度全体の理解に不可欠だと判断したためである。

さて、「奇妙な点」の第一は、後述のように、一九〇六年に潘忠国なる中国人に「阿片ノ製造及販売」の独占権を与えて一年も経たないうちに、石本鎮太郎なる日本人を「阿片製造販売特許者ニ追加」<sup>②</sup>し、以後、関東州の阿片事業が「二人の共同事業」<sup>③</sup>として行なわれたことである。この事実について、阿片と麻薬を「メタファーとして」日本帝国主義の「一般的な推移転変the general twists and turns」を描こうとしたジェニングス John M. Jennings の『阿片帝国 The Opium Empire』<sup>④</sup>は、関東州では当初から特許専売制度が実施されたと簡単に述べるだけで、この問題については、注の中で、「関東州当局が潘に阿片請負権を与えた理由は、公式の資料からは分らない。台湾の「御用紳士」のような奉仕に対する報酬だったのかもしれないし、単に彼が最高値をつけただけなのかもしれない。」と補足するに止まる。<sup>⑤</sup>この問題について明確に述べたのは、「満洲」における日本の阿片政策に真正面から取り組み、その全体像を明らかにしようとした山田豪一『満洲国の阿片専売』<sup>⑥</sup>だけである。本書は、関東州の阿片制度に関しても百二十ページ余を費やしているが、その中で次のように述べる。<sup>⑦</sup>

関東都督府の阿片専売は、日露戦争後早々の一九〇六年、のちの大連市長で、満洲第一の成功者となった石本鎮太郎が請負う特許

販売人制度で発足した。表面の名義人は地元の旅順公議会長で旗人の潘忠国となっているが、潘忠国は実は旅順の風呂屋の親爺で……石本が旅順攻囲戦中、密偵に使った男という。

山田の「手柄」は、『関東州阿片制度誌』<sup>⑤</sup>という満鉄経済調査会の調査報告書を探し出して来たことで、『満洲国の阿片専売』には、これなしでは書けなかつた部分がある。ただし、例えば、上記の記述がこの報告書の記述内容とほぼ同じであるように、山田はこの報告書に安易に依りかかり過ぎているきらいがある。しかも、山田が依拠した部分は、よく読んでみると、あまり信頼できない。潘の身分については、「元風呂屋ヲ営業シ旅順攻囲戦中石本通訳ノ部下トシテ密偵ニ従事セシト云フ」（六六頁、傍点、桂川）と、伝聞として記すに過ぎないし、何よりも、次のような重大な記述の錯綜があることに、山田は気付くべきだった。

潘忠国ハ……其ノ業務ヲ開始セリ。然レトモ裏面ハ石本ノ主管ニシテ、名義人タル潘ニハ幾分ノ利益配当ヲ為セルニ過キサルカ如シ。斯クテハ製造販売事業思ハシカラサルヲ以テ、翌四十年五月十五日、石本通訳ハ「陸軍通訳の身分を」解囑ノ上、改テ十年間ノ特許ヲ得テ、表面特許人トシテ参加セルモ、内面ノ事情ハ従前ト異ナル所ナシ。（六三頁、句読点、桂川）

潘を名義だけの特許商として実際には石本が動かすという形で始めたものの、事業が思わしく進まなかつたので、已む無く石本が表面に出て来たのだと読めなくもないが、それならば、「内面ノ事情ハ従前ト異ナル所ナシ」は意味をなさない。一方、「表面特許人トシテ……異ナル所ナシ」の部分は、素直に読めば、石本が表面上は特許人となつたけれども実際に「従前ト異ナル所」なく潘が実権を握り続けていたという意味になるが、そうなると、「裏面ハ石本ノ主管ニシテ、名義人タル潘ニハ幾分ノ利益配当ヲ為セルニ過キサルカ如シ」という記述と明らかに矛盾する。『関東州阿片制度誌』は確かに貴重な文献であり、有用ではあるだろうが、十分な史料批判なしに使うのは危険なのである。

とまれ、潘忠国とはどのような人物であつたのかを知ること、また、石本と潘の関係を明かにすることが、発足時の関東州阿片制度の性格を考える際の鍵になると思われる。そこで、本稿では、別の方向からこの課題に取り組み、また、こ

れを足掛かりにして、発足時の関東州阿片制度の問題点と意義について検討、考察してみたい。

附言…『関東州阿片制度誌』は、山田豪一氏の好意で閲覧することができた。これは、現在のところ、遼寧省档案馆でしか見ることができない。氏は、現地まで出向いて入手されたコピーを、一面識もない筆者に、しかも筆者が求めていないにもかかわらず、わざわざ送って下さった。氏のこの公平な態度に心からの敬意を表する。なお、氏は二〇〇六年九月に死去された。続編の執筆中だったと言う。謹んでご冥福を祈る。

- ① 拙稿「青島における日本の阿片政策」『二十世紀研究』第3号、二〇〇一年、参照。 Praeger, 1997.
- ② 外務省通商局編・刊『阿片問題』（一九二二年）三三三及び三三五頁。 Ibid., p. 123.
- ③ 伊原安固「外地に於ける阿片及び麻薬の概況」(薬業時報社出版部、一九三五年)二五～二六頁。
- ④ John M. Jennings, *The Opium Empire: Japanese Imperialism and Drug Trafficking in Asia, 1895-1945*, Westport: Connecticut, 同八～九頁。
- ⑤ 満鉄経済調査会編・刊『関東州阿片制度誌』（一九三三年）。本文書は「関東州専売局属、経済調査会囑託、法学士松原信行君カ職務上一年ヲ費シテ編纂シタ」ものである。

## 1 「旅順公議会議長」潘忠國

実は、潘忠國の略歴は前掲両書の刊行以前に、明らかに<sup>①</sup>なっていた。潘は、字は干臣、一八七八年生まれ、金州城内人、十七歳で商家に雇われ、一九〇〇年に旅順で泰和堂という店を開いた。日露戦争中に、ロシア軍の戦略兵力配備図を日本軍に提供し、乃木第三軍司令官から「探偵長」に任じられた。〇五年、旅順公議会議副会長、後に会長となった。「風呂屋の親爺」云々については後述するとして、日本軍の密偵であったことは疑いがない。

さて、日本軍の公式記録は、日本軍政当局が旅順に「公議会議ナルモノヲ設ケシメ清国人ヲシテ弁理セシ」めたと<sup>②</sup>言う。

文脈から推測するに、○五年二月から三月、旅順に軍政が布かれた直後のことである。しかも、この時定められた「旅順公議會会則」<sup>③</sup>は、以下のような規定を含んでいた。

第一条 旅順公議會ハ旅順ニ在留スル清國人ヲ以テ組織シ清國人ニ関スル公共事業ニ付軍政署ノ諮問ニ応答シ及軍政署ノ指揮ヲ承ケ清國人ニ関スル特定ノ公共事業ヲ弁理スルモノトス

第三条 委員ハ在留清國人ヨリ公選シ会長、副会長ハ委員中ヨリ互選シタル上軍政署ノ認可ヲ経テ上任シ……

第八条 公議會ノ経費ハ等級制ニヨリ在留清國人ヨリ之ヲ徴収ス……但シ等級ハ軍政署ノ定ムル所ニ依ル

第九条 公議會ハ……各六箇月ニ於ケル所要経費ノ予算ヲ案シ一箇月前ニ之ヲ軍政署ニ提出シテ其認可ヲ請フモノトス

第十条 本会則ハ軍政署ノ認可ヲ経テ之ヲ施行ス

これによる限り、「旅順公議會」とは、日本軍政当局が占領行政への諮問機関兼補助機関として作り上げて、軍政署の統制下で中国人に運営させた組織であったと見るほかはない。

これと潘の経歴を突き合わせてみると、日本軍政当局が旅順占領直後に占領地行政の下請機関を作り、スパイとして使っていた中国人を最高幹部として送り込んだことになる。しかし、そんな単純な理解で済ませてよいのだろうか。以下、やや回り道しながら、この問題について考えてみることにする。

#### (一) ロシア租借地における公議會

始めに、倉橋正直の研究<sup>④</sup>に依拠しつつ、公議會について概観する。公議會とは、二十世紀初頭に中国東北を中心に相当広範囲に展開していた商人ギルド組織で、その都市の有力商人が会員であった。自然発生的に生れたもので、名称、組織形態、業務内容は必ずしも一様ではない。その主な役割は、商人間の紛議の仲裁や裁定など、商人の利害の調整と保護であるが、一地方全体を巻き込んだ経済混乱に対処し、その復活のために活動した例もあった。商業に密接に関わる役割の

他に、地方官憲と商人との連絡機関としての役割も果たした。更に一步を進めて、その都市の土木事業、貧民救済事業、飢餓対策、消防隊・夜警の設置、治安対策、徴税など、行政の一端を担うこともあり、日清戦争や義和団の乱のように、中国側の公権力が追放されるといふ非常事態が起きると、「本来、公権力がなすべき仕事の相当部分まで代りに遂行」することもあった。

以上の様に確認した上で、まずは、旅順公議会の設立を一九〇五年と見てよいかどうかについて検討したい。ただし管見の限りでは、旅順公議会の設立時期を示す一次資料は他にないので、大連の公議会を手掛かりに推定することにする。

大連公議会の前身は、ロシア統治期に設立された注口公議会であるが、同会の性格については二説ある。まず、松重充浩<sup>⑥</sup>によれば、これは、「義和団事件による混乱下」に「山東出身の建設請負業者……だった宋子山、張徳祿、劉肇憶<sup>マ</sup>」などの有力者を中心とする「大連の商工業者」が「ロシア当局の承認を得て、治安維持を目的」に設立したものだ。当初は「巡丁を抱え治安維持」に当たっていたが、その後、「商店登記、土地建物払い下げ業務代行、徴税業務の代行、現地通貨の発行など、ロシア行政当局の末端的役割を担うように」もなった。他方、日露戦争終結直後に集めた資料をもとに日本軍が編纂した公式記録によると、注口公議会は、「特別市制ノ下ニ露国官憲ノ勢力洽<sup>マ</sup>及セル<sup>マ</sup>当市ニ在リテハ、行政上一ノ能力アルナク、商業ノミヲ専ラト「する」……一ノ商業倶楽部<sup>⑦</sup>」であった。そして、ロシア当局が「支那人取締」のために設けていた、稽查局という「露国警察ノ補助機関」を、財政難のために大連公議会の所属に移し、公議会の経費で維持することになったのは、一九〇三年の十二月のことである。<sup>⑧</sup>

つまり、大連の有力商工業者が公議会を設立したのは、最初から現地の治安維持のためであったのか、治安維持機能は後から付け加わったのかという、この組織の歴史的意義に直接関わる大きな相違はあるものの、「公議会」という名の自治組織がロシア統治時期から存在していたことでは一致している。仮に日本軍当局の見方に従って、公議会がロシアの警察補助機関を後から抱え込んだとすると、経費を負担するだけの財力のある組織が他になかったことがその直接の理由で

あるのは明らかであるが、理由はそれだけはなからう。公議会が「一ノ商業倶楽部」以上の存在でなければ、治安維持という重要な役割の一端を委託するはずがないのである。とまれ、この注口公議会が、○五年十月、日本軍政当局により「大連公議会」……と改称された<sup>⑧</sup>のである。

では、旅順はどうなのか。旅順は、○二年に大連が商業港としての活動を開始すると、それまでの地位を失い経済的繁栄を急速に失って行ったものの、それまでは、「ロシア租借地における」商工業ノ焼点トナリ市制ヲ布キ関東州ニ於ケル諸市ノ範ヲナセリ」と言われるほどの繁栄を誇っていた<sup>⑨</sup>。当然、中国人商人が数多く集まり、活発に活動していたはずである。だとすれば、この頃に公議会が存在していても決して不思議ではないし、大連のものよりも先に成立していた可能性もある。また、二二年当時旅順公議会の書記を務めていた周運鐸なる人物がその職に就いたのは、○三年二月だった<sup>⑩</sup>。旅順公議会は遅くとも、この時には既に存在していたと言える。このように、旅順にも大連同様、日露戦争前から自律的な商人組織が存在し活動していたと見て、間違いない。

## (二) 日本軍政と公議会

旅順の公議会が日露戦前から存在していたとすると、同公議会は日本軍政当局の手で作られたという日本軍当局の公式の記述は、どのように理解するべきだろうか。まずは日本軍の占領政策を見てみたい。

軍政下での占領地統治の方針は、第二軍の北上に伴い一九○四年九月に編成された遼東守備軍の「遼東守備軍行政規則」<sup>⑪</sup>（○四年十二月二十二日付）により定まった。これによると、旧ロシア租借地では「会長及村長ヲシテ自治行政ヲ行ハシム」<sup>⑫</sup>（第十六条）としたが、同時にまた、「当該管轄地内ニ居住シ学識名望アル」中国人を「参事員」に任命することができた（第十七条）。参事員の基本的役割は、「諸般ノ政務ニ関シ軍政委員……ノ諮問ニ対シ意見ヲ述フル」ことだったが、場合によっては「軍政委員……ノ命ヲ承ケ事務ニ従事スルコト」もあるとされた（第十八条）。つまり、従来の村落統治機構を

そのまま利用するという主経路と、地域社会の有力者の協力を得て彼等の力を利用するという副経路、この両方を通して占領地の治安の急速な回復と社会の安定を確保しようとしたのである。

公議会が占領地統治方策の中に位置付けられたのは、翌年二月、同軍制定の「遼東守備軍行政規則施行細則」<sup>⑩</sup>が最初である。「軍政委員ハ必要ト認ムルトキハ其管内ニ於テ従来清国人ノ組織セル公議会若ハ其他ノ公共団体ヲ将来ニ存続セシムルヲ得」(第十六条)と規定された。後述のように、大連の公議会は日本軍政施当局から見ても頼もしい存在であったようである。同軍は、この経験を踏まえて、当初は参事員に求めていた役割を、公議会のある都市では公議会に担わせるよう、統治方針を部分的に手直ししたと考えられる。当初は郷紳層を占領地統治への現地協力者としようとしたのだが、ここに来て、商人ギルドに期待するように方針の一部を変えたと言つてよいかもしれない。とまれ、軍政当局の公議会への期待は、次のようなものだった<sup>⑪</sup>。

「公議会は」一面商業会議所ニ近キ性質ヲ有スルト共ニ、一面自治的町村役場ノ性質ヲ具ヘ、凡人民ニ属スル市街ノ関係事項ニシテ苟モ公ノ性質ヲ有スルモノハ一トシテ公議会ノ干渉ヲ要セサルナク、而シテ、其最も重要ナル作用ハ、官民ノ間ニ立チテ相互ノ情意ヲ疏通シ、官命ヲ承ケテハ之ヲ民衆ニ伝ヘ其義務ヲ全フセシメ、民衆ヲ代表シテハ官ニ対シテ彼等ノ希望ヲ貫クニ努メ、以テ商業社界ニ必要ノ施設ヲナシ、取引ヲ円滑ナラシムルノ一事ニ在リ。

公議会が軍政と現地中国人との間のパイプとしての役割を果たし、占領地統治を円滑に進めるための潤滑油となることを、専ら期待してわけである。ロシアの統治機構が消滅する一方で清国の統治機構はもとより存在しないという条件の下で、占領地統治を円滑に進めようとする限りでは、合理的な施策だったと言える。

「旅順公議会会則」が、旅順公議会の果たすべき第一の役割として、「軍政署ノ諮問ニ応答シ及軍政署ノ指揮ヲ承ケ清国人ニ関スル特定ノ公共事業ヲ弁理スル」ことを挙げているのは、こうした事情を直接に反映したものである。また、この「会則」が、「遼東守備軍行政規則施行細則」の「公議会……ニ於テ規約ヲ制定若ハ改正スルトキハ軍政委員ノ認可ヲ



受クヘシ」という規定（第十七条）に基づいて制定、認可されたものであることは、改めて言うまでもない。つまり、日本軍政当局は、もともと会則のようなものを持たなかった公議会議に、新たに会則を制定させて、そうした日本側の意図を明確に公議会議に意識させ、両者の関係をはっきりさせたのだから。前述の〇五年初に於ける「会則」制定とはそのようなものであり、従って、旅順公議会議がこの時に成立したことを意味するのでは決してない。

さて、日本軍政当局と公議会議との実際の関係はどうだったのだろうか。大連軍政署は、稽查局をロシア時代と同様に、大連公議会議の経費支弁により維持しようとした。また、大連占領直後から、「公議会議役員ニ懇諭シテ居民ノ安堵を謀」つたり、「家宅搜索ノ結果発見スル所ノ贓品ハ一時之ヲ公議会議ニ保管シ所有主ヲ詮索」したりした。大連市内に放置された物件の所有権を申し立てようとする者は、どうやら、公議会議による身分証明を求められたらしい。軍事物資運搬の労働力を集めるために、日本軍当局が「公議会議ヲシテ近村ニ説カシ」めたこともあった。大連公議会議は、まさに「本来公権力がなすべき仕事」を肩代わりして、日本軍の占領行政の一端を担っていたのである。

〇七年当時、関東州には大連、旅順、金州、貔子窩に公議会議が存在し、民政署の監督の下で、「政令ノ伝達、人民ノ諸願届ノ取扱等」を行っていたが、貔子窩ではこのほかに「衛生事務」の「処理励行」も行なっていた。戦後になって、全くの下級行政機関として日本の統治機構に組み込まれたように見える。しかし、公議会議は、「商業会議所ニ近キ性質」や「自治的町村役場ノ性質」という、伝統的に果たして来た役割を失い、全く日本軍政の下請機関と化してしまったわけではない。戦後しばらく経った時点での大連公議会議に付いて、関東州当局は次のように述べる。

公議会議ハ、官民ノ間ニ立チテ上下ノ意志ヲ疏通スルノ機関タルト同時ニ、勢力地域ニ於ケル一切ノ商事即チ商品取引所ノ事ニモ当レハ商業会議所ノ事ニモ当リ、時ニハ紛争ヲ裁決スルノ司直官トモナリ、時ニハ社会的制裁ヲ断行スル中府トモナリ、常ニ二体ノ統一ヲ計リテ、区々ノ紛擾ナカラシムルニ努メ、専ラ自治ノ中堅ヲ以テ任スルモノナリ。是レ清國公議会議ノ特質ナリトス。

地域商業の円滑化を図る機能と、商人の自律的裁定機関という役割がそのまま残っているし、また、軍政当局もそれを認

めていることが分かる。戦争終了後も、各公議会は「支那商人間ニ起ル各種ノ案件及商業上ノ紛議等ヲ処弁」<sup>②</sup>するといふ旧来の機能を失つていなかったし、実際、日本軍当局もまた、公議会をそうした自律的組織として認めていた。

戦後の旅順公議会もまた、「旅順市街ニ於ケル清国商民ノ商業ニ関スル細大事項ヲ諮詢討議スル」といふ役割を果たしていた。<sup>③</sup>終戦直後に旅順を訪れた日本人も、「公議会は恰も日本の商業會議所の如きもので支那の商人等が集合して種々の協議を遂る処である」と記している。旅順公議会が仮に、日本軍政当局が下級行政機関として終戦後に作り上げた組織だったとするなら、「清国商民ノ商業ニ関スル細大事項ヲ諮詢討議スル」といふ機能と役割は、日本の統治が安定してから新たに獲得したことになる。言うまでもなく、そのようなことはあり得ない。

要するに、「旅順公議會会則」の制定と下請機関としての役割は、それ以前から存在し独自の活動を続けていた旅順公議會に、日本軍政当局が後から押し付けただけのものである。中国人商人の側からすれば、已む無くそうした役回りに甘んじていたに過ぎないのであつて、戦争が終結し、旅順に人が戻り都市の活動が再開するにつれて、公議会は元來の役割に活動の重点を移して行つたと見るべきだろう。勿論、旅順民政署が旅順公議會に対して「会務ノ整理ヲ督勵シ之レト同時ニ旧債ノ整理ヲ断行セシメ」<sup>④</sup>たという事実が示すように、公議會側の自律性は相対的に弱くはなっている。しかし、長い間担つて来た役割、果して来た機能の主要部分は、なお存続し続けていたのである。

旅順公議會がこのような団体であつたとすれば、その会長たる潘忠国が一介の日本軍の密偵上がりでしかないと見るのは、無理がある。では、彼はどのような人物だつたのか。

### (三) 潘 忠 国

前述のように、潘忠国が旅順公議會の副会長になつたのは一九〇五年、また、会長の劉捷三が「兇漢の手に仆れ」たのをうけて会長になつたのは、その年末であつた。<sup>⑤</sup>忠国二十七歳、旅順に店を開いて五年目、まだまだ駆け出しと言ふべき

である。こんな若輩が枢要とも言うべき地位を得ることができたのには、どのような要因や背景があったのだろうか。

まず、彼の出自を見ておきたい。後述のように、彼はこの数年後に阿片専売から身を引き、一度は奉天の張作霖の下に身を投じたものの重用されず、失意のうちに関東州に戻り、一八年から大連で泰和堂という店を、金州で福和堂という浴場を経営して後半生を過ごした<sup>⑧</sup>。泰和堂がどのような商店だったのか不明だが、福和堂浴場は、一八九一年、忠国十三歳の時に、潘忠徳なる人物が開設した金州最初の浴場である。忠国がこれを継承したのだが、この事実は、忠徳が忠国の兄か従兄、そうでなくても同じ家の出だったことを意味するだろう。つまり、旗人の家柄であったかどうかはともかく、忠国は、金州を地盤とする商人一家の一員だったと見てよい。

忠国の商人としての活動で分かっているのは、現在のところ、日本軍が旅順を占領した直後の一九〇五年春、他の金州の商人三名と共に、金州地区の諸港に於ける船舶輸出入税徴税の請負を日本軍政当局に請願したことだけである。同じ頃に「公議会委員等」が旅順軍政署に阿片専売を請願した事実もあるが、この「公議会委員等」の中に忠国が入っているかどうかは不明である。彼が公議会副会長に就任して以後のことだった可能性が高いが、だとすれば、この請願が後に彼が特許専売人になる伏線となったのかもしれない。

ところで、日露戦後、それまでロシアとの密接な関係を背景に大連の商業界に大きな影響力を持っていた紀鳳台と張徳禄が、日本軍によって財産を没収されて失脚に追い込まれ、代わって、日本軍に協力して来た張本政が台頭するなど、大連の商人の間に部分的にはあるが、力関係の変化が起きた<sup>⑨</sup>。関東州の各都市でも同様の事態が見られたはずである。潘や「旅順公議会委員等」の日本軍当局への請願は、こうした変動の中で、新支配者と結んで利権を手に入れ伸上がろうとする、商人たちの活動の一つであったと見るべきである。また、当時の大連商人の間には、出身地による派閥が存在し、「経済界の主導権をめぐって競合関係にあった」<sup>⑩</sup>のだが、同様の関係が旅順にもあったと見てあながち間違いないだろう。とすると、前記の行動は、あるいは、それまで主導権を握っていた山東出身商人に対する金州出身商人からの巻き

返しという意味合いがあったのかもしれない。

ともかく、忠国は、日本と結んで商機を広げ利益を拡大し社会階段を駆け上って行こうとする、若い野心家の商人だったと見てよいだろう。勿論、彼の商売がそれなりに成功し、その実力が旅順で認められていなければ、こうした活動などできるはずもない。この際に、旅順という都市の地位を考慮すべきだろう。先述のように、〇二年以後の旅順の経済的地盤沈下に伴って、有力商人が大連に移ってしまった<sup>③</sup>。旅順に残ったのは、主に中小商人だったはずである。だから、潘のような商人の発言力は、大連よりは大きかっただろうし、また、日本軍と結ぶ若い商人への期待も小さくなかっただろう。ここに彼の出番があった。

潘忠国は、関東州全体から見れば、さほど有力な商人だったとは言えない。ただ、彼は、日本という新しい統治者と結ぶことで利益と力を得ようとする、機を見るに敏な、野心的な商人だった。そして、旅順に固有の条件が、日本軍の密偵を務めたという経歴と相俟って、彼を公議会副会長の座に押し上げたのだろう。勿論、公議会に集まる商人を彼を通して統制下に置こうとする日本軍の意向が働いていたことは否めない。しかし、公議会の自律性を考慮すれば、日本軍と密接な関係があるというだけの人物が副会長になれるはずもない。他方ではまた、こうした人物を副会長とすることで日本軍当局との関係を強化し、自分たちの利益に結び付けたいという、公議会の暗黙ないし明示的な意思も働いていたと想像できる。潘が公議会副会長になったのは、このような三者の利害判断の結果だったと見るべきである。

要するに、潘を初期阿片制度の表面上の名義人、単なる飾りものと片づけるのは、納得し難いのである。後年の落魄を見知っている者がそのように言っただけのことであって、鵜呑みにするのは危険であろう。つまり、特許専売制度の成立や運営の中で、彼は必ずや一定程度の役割を果たしたと見るべきだろう。次章では、主にこのような観点から、特許専売制度の形成過程を探り、その意義を明らかにしてみる。

① 以下の記述は、金州区地方誌編纂委員会弁公室編『金県誌』（大連

出版社、一九八九年）七八一頁による。

- ② 『明治三十七八年戦役 満洲軍政史 第三卷』（ゆまに書房復刻、一九九九年、第「8」巻）六四二頁。（以下、同書は『満洲軍政史』と略称し、復刻版の巻数とページ数のみ記すこととする。）
- ③ 同六四二～六四三頁。
- ④ 倉橋正直「當口の公議會」『歴史学研究』第四百八十一号、一九八〇年六月。
- ⑤ 後年の関東州当局の公式見解では、旅順公議會の設立は一九〇六年である。関東庁臨時土地調査部編『関東州事情 上巻』（滿蒙文化協會、一九三三年）四八三頁、及び、関東庁編・刊『関東庁施政二十年史』（一九二六年・復刻原書房・下巻、一九七四年・明治百年史叢書 第三二六巻）七一八頁。
- ⑥ 松重充浩「植民地大連における華人社会の展開…一九二〇年代初頭大連華商団体の活動を中心に」曾田三郎編著『近代中国と日本…提携と敵対の半世紀』（御茶の水書房、二〇〇一年）一一〇～一一頁。
- ⑦ 『満洲軍政史』〔7〕五八五頁（句読点、桂川）。
- ⑧ 同二六三頁及び五八六頁。
- ⑨ 前掲松重一一頁。
- ⑩ 南滿洲鉄道株式会社調査課編・刊『露国占領前後ニ於ケル大連及旅順』（一九二一年）四四～四五頁及び四九頁。
- ⑪ 前掲『関東州事情 上巻』三三三頁。
- ⑫ 『満洲軍政史』〔1〕一二七～一三〇頁。
- ⑬ 同二二一～二二六頁。
- ⑭ 関東州民政署編・刊『満洲産業調査資料（商業製造業）』（一九〇六年）一三四頁（句読点、桂川）。
- ⑮ 倉橋前掲論文。
- ⑯ 『満洲軍政史』〔7〕二二三頁。
- ⑰ 同二六七頁。
- ⑱ 同二六七頁。
- ⑲ 同四七六頁。
- ⑳ アジア歴史資料センター Ref:B304151900 『関東都督府民政事務成績並管内状況』（「関東都督府政況報告並雜報 第一巻」）。（外務省外交史料館）
- ㉑ アジア歴史資料センター Ref:B3041546500 『明治四十三年度自明治四十三年四月至明治四十四年三月 関東都督府政務報告 四衛生三閱スル一般ノ状況』（「関東都督府政況報告並雜報 第六巻」）（外務省外交史料館）
- ㉒ 関東都督府陸軍部經理部編・刊『満洲誌 附録関東州誌草稿』（一九二二年）二一八頁（句読点、桂川）。
- ㉓ 前掲『関東都督府民政事務成績並管内状況』。
- ㉔ 前掲『満洲誌 附録関東州誌草稿』二六二頁。
- ㉕ 児玉定『旅順案内』（遼東新報支局、一九〇六年）三九頁。
- ㉖ アジア歴史資料センター Ref:B3041523900 関東都督府『明治四十年 自七月至九月 諸般政務施行ノ成績 十四 金州民政署』（「関東都督府政況報告並雜報 第一巻」）（外務省外交史料館）なお、「旧債の整理」という句は、旅順公議會が日露戦争前から存在していたことを示唆するのではなからうか。
- ㉗ 前掲『旅順案内』三九頁。
- ㉘ 前掲『金嶼誌』七八一頁。
- ㉙ 同三四一頁。
- ㉚ 『満洲軍政史』〔7〕七七頁。他のメンバーは、貔子窩の邵香亭と高良山、營城子の張英才である。彼らがどのような人物であるかは全く分らないが、邵は、おそらく、「山東省即墨県を祖籍とする金州の名家である邵氏」（上田貴子『近代中国東北地域に於ける華人商業資本の研究』大阪外大博士論文シリーズ vol. 18、二〇〇三年、一三三

頁)の一族であろうから、全員、金州を根城とする商人であると見てよいだろう。

③1 同〔8〕七七〇頁。

③2 松重充浩「第一次大戦前後における大連の『山東幫』中国人商人」

本庄比佐子編『日本の青島占領と山東の社会経済 一九一四―二二

年』(東洋文庫、二〇〇六年)三四九頁、大連市史誌弁公室編『大連

市誌 人物誌』(中央文献出版社、二〇〇二年)二九、四一、一五三頁、及び『満洲軍政史』〔7〕三七七頁。

③3 松重同三五〇頁。

③4 前掲『露国占領前後に於る大連及旅順』三〇、四九頁、大連市旅順

口区史誌弁公室編『旅順口区誌』(大連出版社、一九九九年)三九六

頁。

## 2 特許専売制度の導入

### (一) 初期の制度

ロシア統治時代の旅順では、専門の小売店はなく、専ら、煙館が生阿片を州外から購入して煙膏を製造し吸煙に供していた。阿片の輸入と吸煙は本来は禁止されていたのだが、密輸入・密売・煙館の非合法開店がさかんで、禁令は実際には全く効力がなかつたと言う。<sup>①</sup>一方、大連と金州では吸煙用パイプ一本に付き二円五十銭の税と引き換えに煙館開業が許可されていたと言う。<sup>②</sup>

その後、日本軍の旅順軍政署が「煙館取締規則」<sup>③</sup>を公布し(一九〇五年四月十六日)、旅順における煙館営業を日清両國人に対して許可した。パイプ一本につき毎月一円の営業税の納付、一ヶ月間の客数と客が吸った煙膏の価格・数量を毎月軍政署に届出するなどの義務があつたほか、煙館の営業は指定区域でしか認めず、煙館数も三十戸に限るという制限が付いてはいたが、全体として規制は緩く、それまでの営業を事実上公認した措置だった。大連でも営業を認めており、中国人煙館経営者が、〇四年十月には百二十三、翌年五月には百四十八人を数えた。<sup>④</sup>

日本当局による関東州全域を対象とする吸煙に関する最初の規則は、「阿片販売業及煙〔館〕業営業規則」(一九〇六年

七月一日付公布）であつた。煙館業の他に阿片の卸売と小売を新たに認めた他は、それまでの阿片商売のあり方をほぼそのまま認めるものだつた。ほぼ唯一の変化は、州外からの阿片の購入と收受、及び阿片の譲渡と交換は、許可を得た販売業者が煙館業者以外には認めないとしたことである。それは、この規則の狙いが、正規の許可を得た業者から高率の税を徴収し租借地統治の財源とすることにあつたからに他ならない。關東州に於ける日本の阿片制度は、このような形態で始まつた。

## （二） 特許専売制度の導入

冒頭で少し触れたように、日本軍当局は〇六年八月十五日<sup>⑦</sup>、關東州に特許専売制度を導入した。自由營業を正式に認めてから一ヶ月半しか経っていないなかつた。この唐突な制度変更が、初期阿片制度の第二の奇妙な点である。一体なぜなのか。この問題を考える前に、この特許専売制度の概要を見てみたい。<sup>⑧</sup>

特許料は毎月の売上げの十%であつた。販売価格は当局の承認を得なければならなかつたほか、仕入れた煙膏の種類・数量・価格、毎月の販売煙膏の種類・数量・金額と毎月末の在庫量を、それぞれ当局に届出ねばならなかつた。また大連に総局を、需要の多い地方に分局を置くことが義務付けられ、総局と分局及び販売店の位置、小売人・煙館業者の住所氏名も当局に届出ねばならなかつた。つまり、特許商人に煙膏の在庫・流通量を常に正確に把握させることで、当局は居ながらにして収入と情報の方を得られたのであり、この限りでは、他でも見られるごく普通の特許専売制度であつた。

この時に制定された専売制が一般的なもの、<sup>⑨</sup>「阿片ノ製造及販売」の独占と言いながら、実際には煙膏卸売りの独占を認めただけだつた点である。しかも、特許商人は「台湾総督府専売局ト特約ヲ為シ同局ノ製造煙膏ヲ販売」<sup>⑩</sup>することを命じられ、台湾産煙膏しか販売できなかつた。一方、煙膏の小売は特許商の直営であつたようだし、また、言うまでもなく、煙館の煙膏購入元は特許商に限定されていた。この結果、關東州には台湾産煙膏しか流通しない

ことになる。これこそがこの時の専売制度導入の目的であった。

この当時、台湾総督府は、阿片専売収入を増やすために煙膏販売の増加に努めていたから、手に入れたばかりの関東州を格好の市場と見て、台湾産煙膏の輸入を関東州当局に強く要請したに違いない。他の煙膏の排除を求めたとも考えられる。一方、この時の関東都督府民政長官の石塚英蔵は台湾総督府出身であり、民政署員も「主として台湾総督府在官者から職員を詮衡する」ことになり、この結果、「民政署大小の官吏は概ね「台湾」総督府から出向し来つた」<sup>13</sup>のだから、台湾総督府の意向は十分承知だつたはずである。

関東州当局が突如専売制を導入した裏には、こうした事情があつた。つまり、関東州における特許専売制への移行と台湾産煙膏の関東州への輸出は、台湾総督府とその意向を十分に承知していた関東州との合意に基づいて、セットとして実施することになつたのだと見るができる。勘ぐれば、本家たる台湾総督府の要望がよほど強くて、分家たる関東都督府が、台湾産煙膏による関東州阿片市場の独占を実現するために、特許専売制度導入をあわてて決めたというのが、実情なのかもしれない。

とまれ、本家が煙膏を輸出し、分家が輸入し販売するのだから、台湾から関東州への卸売の価格も含めて、既に十分な合意が成立し取り決めが交わされていたはずである。<sup>14</sup>特許命令の殆どが煙膏の在庫・流通量の正確な把握のための義務規定であり、従つて、特許商の担うべき役割が台湾産煙膏の購入と販売における実務に限られていたのは、このためであつた。関東州当局にとつて、日本側の決めたことを決められた通りに忠実にこなすこと以外の役割は、特許商には必要なかつたのである。特許商には、自己裁量の余地がほほなかつた。特許商をこのような下請けとして操り利用しようとする側にとつて、かつて密偵を務めていた男は好適だつたに違いない。これが、潘が特許権を得た要因の一だつた。

さて、この制度の第二の特徴は、「関東州阿片小売営業組合」なる団体の設立にある。<sup>15</sup>その設立は特許命令の一項目として定められ、<sup>16</sup>特許商人は「小売人煙館業者」をこれに加入させる義務があつた。既述のように小売は特許人の直営だつ



た可能性が高いので、事実上は煙館業者だけが組合員だったようであるが、ともかく、この組合に加入しない限り小売はできないことになった。これに加入した煙館業者は自らの手で生阿片を輸・移入し煙膏を製造することを禁止されたほか、「製造販売特許者ノ発売スル阿片ノ外一切他ノ阿片ヲ販売」しないことを誓約しなければならなかった。

こうした組合を設立したのは、言うまでもなく、百数十軒もの煙館の營業をそのまま認めためたためである。各煙館はそれまで、独自の仕入れルートを持ち、独自の調合によって独自の味を持つ製品を作り、それによって「顧客」を獲得していた。しかるに、専売制が実施されると、特許商人から「お仕着せ」の煙膏を仕入れて販売することしか許されなくなる。それは商売のうまみが奪われることを意味していたから、自家製煙膏の販売を続けようとする煙館が出てくることは、容易に予見できる。この組合の設立目的は、そうした事態の出現を防止し、当局公認の煙膏以外の煙膏が消費の場に出回らないようにするという一点にのみあつた。このために、各煙館業者に「記名捺印シ此規定ヲ厳守スル旨ヲ誓」わせるといふ、やや大袈裟な手続きを義務化した。また、組合員が「本組合ノ業務ヲ妨害シ又ハ本組合ノ名義ヲ汚」した場合、つまり、専売制に反する營業行為を行った場合は除名し、煙館の營業ができなくなるという厳しい罰則も設けた。

このような措置を講じても、乗り越えねばならない障碍が他にあつた。例えば、生阿片が輸入されてから煙館に届くまでの流通ルートにも多くの商人が関わっていたはずだが、台湾産煙膏以外の輸入が出来なくなったために、彼らも当然、それまでのような商売は困難となり、最悪の場合は廢業を余儀なくされるだろう。前述のように、煙館業者も専売制を必ずしも歓迎はしなかつたはずである。つまり、専売制の導入は、それまで阿片商売に関わつて来た数々の現地商人に直接のかつ根本的な影響を与えるもので、反発は当然強かつたと見なければならぬ。そうした者への説得工作や、場合によっては彼らの抵抗の排除などが、専売制度の順調な発足と運営には不可欠となるのだが、たとえ日本側が武力を背景にして働きかけ、あるいは強要したとしても、それを達成するのは容易ではなかつたはずである。そこでものを言つたのが、公議會会長の威信だつたのではなからうか。つまり、現地中国人商人社会において尊重されて来た地位に有り発言力を持

つ者に対して、一般商人たちは少なくとも表立っては逆らえなかったはずであり、日本側が潘に求めたのは、現地阿片商人達を押さえこみ、日本に服従させる役割だったのだろう。現地阿片商人をとにかく一旦は抑え込めるだけの力を持っていた、少なくとも日本側からそうした期待をかけることができたという意味では、彼は現地有力商人の一人であったと言うべきだろう。ともあれ、日本側が彼に特許権を与えたもう一つの要因はここにあった。

日本側からすると、潘は以上のような意味で、特許人とするにはまことに都合のいい人物だった。一方、事業拡大と商人社会での地位向上とを追い求めていた潘にしてみれば、たとえ下請けであったにせよ、専売権獲得にもとより異存のあろうはずがない。このように、この時の特許専売制の導入は、取り敢えずは、都督府当局と現地商人潘忠国との利害の一致、あるいは癒着によって成り立ったのである。

だとすると、石本鎖太郎が第二の特許商となるのには、どのような事情があったのだろうか。これが次の検討課題である。

### (三) 石本鎖太郎

石本鎖太郎が一九〇七年五月に特許商になった裏には、次のような事情があった。<sup>⑦</sup>

〔関東州当局は〕当時民政署の通訳官であった石本鎖太郎君が、台湾総督府の専売局に勤務してゐる阿片についての権威者であったから、同氏を辞職させ、民間の私業として小売店の元締をやらさうとしたところ、石本君中々ウンと言はぬ。その中に石塚〔英藏・関東州民政署民政〕長官に説伏されて、洩々該事業を開始した……

石本は、戦争の末期、阿片事業に関する意見書を関東州民政署長の関屋貞三郎に提出し、台湾総督府専売事業と同様の官営事業として関東州で阿片専売を実施することを提案していた。だが、彼の意に反して都督府が私營の方針を決めたので、以後、阿片事業には関わりうとしなかった。石本が石塚の説得に「中々ウンと言は」なかったのは、そのためだった。

「今更関わりたくはない」とでもいう態度だっただろう石本を、石塚がいわば無理矢理に口説き落として特許商にしたのである。その理由はどこにあるのか。やはり、始まったばかりの阿片制度の中に求めるほかはない。

実は、台湾産煙膏の売れ行きは、当局の思惑に反して不振だった。○六年度こそ三百八十一貫余輸入されたが、次年度には皆無となり、台湾総督府による関東州阿片市場独占の企ては、あっけなく失敗に終わった。日本側は、値段が高く味も関東州の人々の好みに合わなかったためだと言うが、密輸の横行も台湾製の売れ行き不振の要因だったと見ることができ<sup>②①</sup>。密輸は都督府の無理強いに對する関東州阿片商人達の抵抗だったと言えなくもない。とまれ、○七年度からは、特許商が生阿片を買い入れて煙膏を製造し販売することとなった<sup>②②</sup>。

煙膏の輸入と販売だけを認めることと、生阿片を輸入し現地で煙膏を製造するのを認めることは、大きく異なる。制度の根本的な変更である。生阿片の輸入と煙膏の精製を特許商に認めた以上は、生阿片の輸入過程、その貯蔵と搬出過程、煙膏製造過程のそれぞれについて規定を設けて、特許商人の行動をしっかりと規制し監視しなければならない。例えば、青島でドイツ総督府が一九一二年から実施した特許専売制度では、輸入生阿片の輸入、保管、加工のための搬出は、その全過程にわたって、その都度、特許商自らが総督府の監督下で行わねばならなかったし、煙膏の精製も、作業日や精製材料の割合、使うべき道具や器具に至るまで、実に細かい規制の下に置かれるなど、特許商の活動全般が、総督府の厳しい規制と監督の対象となっていた<sup>②③</sup>。特許専売制度とは、阿片の生産、流通、販売、消費を、特許商という最上流で規制し監視し、そうした最小限の負担によって税収を確実に手に入れようとするものであるから、このように、特許商人を厳しく縛り常に自分の監督下に置いておくのが当然なのである。それが行われなければ、極論すると、生阿片の輸入から煙膏の販売までのすべての過程で、特許商人は当局の目を盗んでいくだけでもごまかすことができ、当局が知り得ない利益を上げることが可能になる。それは、この制度が内部から食い荒らされ、崩壊に至ることを意味する。

関東都督府はだから、新事態に対応する規程を制定して、特許商の活動全般への監視と規制を制度化するべきであった。

にもかかわらず、そうした対応を全く行わなかった。一方、阿片小売営業組合の制度はそのまま残っている。特許人が台湾産煙膏を扱わなくなっても、煙館は依然として、彼が製造販売する煙膏しか使うことができない。つまり、特許人は、生阿片の買付けと煙膏の製造については事実上の自由裁量を享受しながら、同時に、煙膏の流通と販売については独占を完全に保証されているわけである。これほど彼にとって有難い制度は、他では見つからないだろう。にもかかわらず、この制度の実質的転換に見合う規程の変えないし新規の公布が行われた形跡は全くない。これが、初期関東州阿片制度の第三の奇妙な点である。なぜそのようなことになったのだろうか。

特許人にとってのみ有利な制度に変わったのは、台湾産煙膏輸入の停止と生阿片輸入の再開が、都督府の意思に基づくものではなかったためだと見るしかない。少なくとも、当局側の発意ではなかったはずである。では、その転換を主導したのは潘だったのだろうか。特許人にその気がなければ何も変わらないのは言うまでもないことであるし、この転換が特許人に非常に有利なものだったことから見ても、確かに潘の意思が働いていたはずである。都督府から見れば、潘は裏切ったに等しい。しかしまた、彼一人で行ったと見なすのも、正確ではないように思われる。

と言うのは、彼が特許商人として力を揮っていたかどうか、疑問が残るからである。都督府は後に、煙膏の製造には客の好みの味を出すための「一種ノ秘法」があり、「嗜好ニ適スル煙膏ヲ製造スル煙館ハ繁盛シ然ラサルモノハ門前雀羅ヲ張ルヲ免レ」ない程なのだが、「我特許製造販売人ノ製造煙膏ハ土人ノ嗜好ニ投スルコト難」かつたと言っている。<sup>24</sup>つまり、潘はその「秘法」を持っていなかったか、煙膏製造に精通していなかったと見なければならぬ。彼には阿片商としての経験が全くなかったか、あっても乏しかったのである。そのような人間が特許人の地位を保てたのは、都督府との関係があったためばかりでなく、同時に、現地阿片商の支持も得ていたからに違いない。特に、事実上の制度変更は、彼らの力なしでは不可能だったはずである。その彼は、〇八年十二月、特許商の地位を別の中国人阿片商に譲り、その二年後には奉天に去って張作霖の軍に身を投じた。<sup>25</sup>大連に彼の身の置き場がなくなったのだが、奉天で多額の賄賂を贈って軍内

での地位上昇を図った事実<sup>②</sup>を考慮すれば、経済的な破綻により没落し逃げ出したのではなく、都督府当局からも関東州の阿片商人からも見放されて、支える者がいなくなった結果だと見る方がよいだろう。彼の存在基盤は、案外弱かったようである。

このように見てみると、阿片制度の事実上の転換を一人で主導できるほどの力量が潘にあったとは言いがたい。となれば、この時の転換は、現地で長く阿片の売買に携わって来た商人の一人、あるいは一派が潘を支えて、あるいは彼と共謀して実施したと見るのが、やはり自然である。

ここで想起されるのが、山東との阿片取引が始まったことである<sup>③</sup>。先に少し触れたように、関東州の商人には出身地を基盤とする派閥があり、各派は経済界の主導権をめぐる互いに競合していた。だとすると、この事態も、山東出身商人が阿片取引の実権を潘個人（ないしは金州出身商人閥）から奪った、少なくとも、その独占を崩すことに成功したというように、その争いの一つとして見るができるかもしれない。潘の没落は、たぶん、山東省出身商人の勝利の結果と見てよいだろう。

一方、都督府は事態の展開を後追いつけるほかなかったのだろう。台湾産煙膏が売れず、従って特許料収入も予期したほどには入らないだけでなく、潘の「裏切り」にも見舞われるという困難を打開するには、阿片の流通・販売を担い続けてきた現地商人の言い分を呑むほか、都督府には手立てがなかったに相違あるまい。阿片に詳しい（と当局が見た）石本を新たに特許人として送り込んで、現地阿片商にとにかくにらみを利かせるのが、都督府のせめてもの対応だったのだろう。換言すれば、当局は、当面の事態を收拾するのみならず、専売制度が足元から掘り崩されるような最悪の事態が生じるのを予防する必要もあったのだが、そのために行うべき規程変更を実施するだけの余裕がなく、その代わりに、業務に詳しい人間による監視という、いわば姑息な手段に訴えるのが、せいぜいだったのだろう。他方、事態を主導した商人側からすれば、都督府の規制が事実上及ばず専売のうまみを自由に享受できる制度を、当局に認めさせることができるのなら、

その見返りに石本を「共同の」特許人とするくらい、大した負担ではなかったはずである。こうして、大連での生阿片輸入と煙膏製造を認める見返りとして石本を特許商に加えることで、中国人商人側と都督府との妥協が成立したのだろう。いずれにせよ、中国人阿片商と関東都督府との関係は、この時点で逆転してしまったと見る事ができる。

要するに、一九〇七年の新事態は、台湾産煙膏の輸入停止や一日本人が特許商になったという事実の裏に、それよりもはるかに大きな意味を持つ阿片制度の転換が隠れていた。しかも、それを推進したのは現地阿片商人だった。関東州阿片制度の主導権は、これ以後、関東都督府ではなく、いわんや石本鎖太郎という一日本人でも、潘忠国という一中国商人でもなく、背後にいる現地阿片商人の手に移ったと見るべきであろう。

① 『満洲軍政史』〔8〕七七〇頁。

② 同上。同じ租借地内にあるのに旅順と大連で制度が違う理由は分らない。この時点では、旧ロシア租借地全域に於ける統一政策の実施を考慮する余裕がまだなく、各軍政署がそれぞれの管轄地における現状をそのまま追認しただけだったのだろうか。

③ 同〔8〕六三一―六三三頁。

④ 同〔7〕五五二頁。

⑤ 前掲『阿片問題』三二一―三二二頁。関東州民政署令として公布。

⑥ 売上税が、卸売は売上金額の十五%、小売は同じく二十%であった他、従業者一人につき銀六円を賦課した。煙館は、売上税が収入金額の二十%の他、パイプ一本につき銀五十銭を徴収された。

⑦ 『関東州阿片』（外務省文書「清国上海ニ於ケル国際阿片調査委員会一件」No.33、第3巻所収。この文書は、表紙に「阿片特許製造人石本鎖太郎氏ノ調／明治四十二年三月二十三日田原薬学博士携帶シテ帰朝」とあることから、石本が作成したものか、石本からの聞き取りによるものと推定できる。なお、前掲『阿片問題』三二三頁では、特許を与えたのは一九〇六年十月二十六日となっているが、他の諸資

料から見ても、八月十五日が正しい。「十月」としたのは、同年八月一日付で関東総督府に代わって設置された関東都督府が、直後の十月二十六日に「営業取締規則」（都督府令第二十七号）を公布していることと、関係があるのかもしれない。

⑧ 以下「明治三十九年十月二十六日指令第六十一号」（前掲『阿片問題』三三三―三四頁）による。

⑨ 実際には、旅順、金州、貔子窩の三ヶ所にあった（関東都督府民政長官白仁武発外務省政務局長倉知鉄吉宛一九〇八年十二月二日付）。（外務省文書「満洲に於ける煙館賭場閉鎖処分一件」よび所収）。

⑩ 同前。

⑪ 一九〇八年九月の時点で、「阿片販売業者ハ一人煙館業者ハ二百五十八人」だと言う。（前掲白仁民政長官発倉知政務局長宛通牒）

⑫ 劉明修『台湾統治と阿片問題』（山川出版社、一九八三年）一〇八一―一〇九頁。

⑬ 関東局文書課編・刊『関東局施政三十年業績調査資料』（一九三七年）五七一頁。

⑭ Jennings, op. cit., p. 123によれば、石本は一九〇六年、潘と組む

よりも前に、台湾に派遣されて、専売局煙膏の購入交渉を行なっていた。

⑮ 以下「阿片問題」三三四頁。なお、規約の名称は「関東州阿片営業組合規約」であるが、本規約第二系は「関東州阿片小売営業組合ト称ス」となっている。

⑯ 前掲「指令第六十一号」の第八項（「阿片問題」三三四頁）。

⑰ 関東州庁長官官房庶務課編・刊「関東州施政三十年回顧座談会」（一九三七年）一三三頁。（説点、桂川）

⑱ 以上、石本鎮太郎「特許阿片製造販売事業年報」（阿片総局石本鎮太郎「阿片ニ関スル書類」所収）「後藤新平文書」P30。

⑲ 前掲「関東州阿片制度誌」八七頁、劉明修前掲書一〇九頁、及び前掲「関東州阿片」。なお、「関東州阿片」によれば、〇六年度には台湾以外からも百四十貫余輸入していたほか、〇七年度の全輸入量は千三百三十六貫余に増加した。

⑳ 前掲「関東州阿片制度誌」八七頁、前掲白仁民政長官發倉知政務局長宛通牒、及び、関東都督府官房文書課編・刊「関東都督府施政誌」（一九一九年）一七九頁。

㉑ 前掲「特許阿片製造販売事業年報」。

㉒ 前掲白仁民政長官發倉知政務局長宛通牒は、「西土」と「辺土」を輸入して煙膏を製造したと言う。ただし、「辺土」は「満洲」北部産

## おわりに

本稿は、関東州の初期阿片制度に見られる「奇妙な点」を一つ一つ検討し、同制度がどのようにして制定され実施されたのかを見てみた。結論そのものは単純である。潘忠国という現地商人を下請けに使って阿片の特許専売制を実施し、関東州を台湾産煙膏の独占市場に仕立て上げようとした日本側の企てが成功しなかったこと、のみならず、その制度を中国

の煙土を意味するので特に問題ないが、「西土」とは山東産煙膏を意味していた可能性があり、意味が通じない。しかし、「関東都督府施政誌」も、「芝罘其他ヨリ輸入シタル煙土」で煙膏を製造したと言う（一七九頁）。一方、前掲「関東州阿片制度誌」は「南清方面産」（一七九頁）。もしくはインド産の生阿片を原料として輸入したと言う（八七頁）。芝罘や南清方面で阿片を産出するはずはないので、これらは中継地と見るべきである。このように、各記述に統一性がないのは、日本人担当者に阿片に関する知識が乏しかったためであろうが、色々な生阿片をいくつかの流通ルートを使って仕入れていた事実を反映するものと見ることもできる。

㉓ 青島におけるドイツ総督府の阿片制度については、拙稿「膠州灣租借地におけるドイツの阿片制度」『大阪産業大学論集 人文科学編』第八四号（一九九五年三月）を参照。

㉔ 前掲「関東州阿片制度誌」八八頁。

㉕ 同六六頁。潘の後に特許権を得た王学海なる者は、潘の下で「阿片総局販売主任」を務めていた（前掲「特許阿片製造販売事業年報」）。根っからの阿片商に相違ない。

㉖ 前掲「金県誌」七八一頁。

㉗ 同前。

㉘ 注②参照。

人商人に都合よく利用されるような事態さえ招いてしまったこと、この二つの意味で、初期の阿片政策は、日本当局者の側に立てば、失敗に終わったと見なければならぬことである。冒頭に引いた文は、「裏面ハ現地阿片商ノ主管ニシテ、名義人タル石本ト潘ニハ幾分ノ利益配当ヲ為セルニ過キサルカ如シ。」と記すのが正しかったのである。

ここで扱った問題は、やや乱暴に言えば、阿片という儲かる商品を巡る、日本当局と現地商人との主導権争いだった。日本側は、現地商人が長年にわたり築き上げていた生産流通販売の経路を強引に再編成し自分のコントロールの下に置こうとしたのだが、そのような企てが容易に達成できると見ていた点で、姿勢が安易だった、あるいは、甘かったと言える。だから、阿片市場独占の企てが実現する可能性は、始めから薄かったと見なければならぬ。そもそも、台湾産煙膏による独占を一挙に実施しようという目論見そのものが性急過ぎたし、そのやり方も強引であった。この意味でも、初めから成功しそうにない政策だったのである。

ところで、「はじめに」で触れたように、近代のアジア、特に中国で、阿片・麻薬類の医療目的でない使用が広く行われている中で、日本の政府や軍部は中国本土を始め台湾、朝鮮などで、そうした使用を主要な対象とする阿片・麻薬政策を実施した。このことは、阿片・麻薬類の非医療目的での使用という、この地域に特有の問題を、日本が帝国の領域を拡大し維持し統合するために利用していたことを意味する。逆に言えば、阿片や麻薬は帝国の拡大や統合にある役割を果たしていたのであり、この点が、他の国にはあまり見られない日本の特色であった。つまり、阿片・麻薬に関わる事柄が内政、外交、経済のみならず軍事や文化にまで何らかの影響を及ぼしていたと考えられるわけであり、だとすれば、公式・非公式帝国における阿片・麻薬政策の歴史的展開を追究することによって、日本という帝国の他の帝国とは異なる特徴や性格を明らかにすることができるはずである。阿片・麻薬の歴史の研究は、このように、帝国史研究の一環として大きな意味を持っている。今後は、阿片・麻薬政策及び阿片・麻薬類の生産・流通・販売・消費の実態を明らかにするのみならず、同時に、これを帝国統治全体の中で位置づける作業が必要となるだろう。<sup>①</sup>



こうした観点から、本稿で扱った出来事の意味を振り返ってみたい。

台湾総督府産煙膏による関東州阿片市場独占の企てを退けた後の現地阿片商人の活動からは、中国の各地方・都市を結ぶ阿片取引網の有ったこと、しかも、それがおそらくは幾つも重なりあつて存在し機能していたことが推測できる。日本側の企ては、関東州に張り廻らされていたこのような取引網、その経済的・人的・社会的ネットワークから関東州を切り離し、台湾と繋げることで、日本を頂点としたネットワークを新たに作り上げることが目指していたと見て取れる。しかも、こうした阿片取引網の再編成は、これだけを単独に実施したというよりも、すべての経済的・人的・社会的ネットワークの再編成の試みの一環だったと見た方がよいだろう。このように、関東州の中国本土からの切断と分離が、日本のこの時期の関東州統治の基本方針、もつと言え、この時点での帝国形成の基本戦略だったと捉えることができるだろう。

一方、膠州湾租借地におけるドイツの阿片政策は、特許専売制導入以前は阿片館主と特許商人の活動を、専売制導入後は専売特許商人の活動を、いずれも細部にわたって規制して、生阿片と煙膏の生産・流通・販売の経路をドイツ政府の厳しいコントロールの下に置くことを基本としていた<sup>②</sup>。この政策は、ドイツが中国本土との間のネットワークから膠州湾租借地を無理に切り離そうとはしてはいなかったことを示すものと言える。同じ租借地統治でも、日独間にはこれだけの相違が見られるし、しかも、日本のやり方は「過激」とも言える程だった。このような状況が、関東州に於ける阿片政策から透けて見えるのである。

ところで、関東州を在来のネットワークから切り離そうとする企ての一つが、現地商人の抵抗であつけなく失敗したことは、日本の関東州統治が出だして躓いたことを意味する。このままでは、日本が支配者としての鼎の軽重を問われことは必定である。つまり、関東都督府が阿片の流通網を排除し関東州をこれから切り離してしまいか、流通網をずたずたにして機能不全に陥らせるか、流通網を事実上骨抜きにして意味を持たないものにしてしまいか、流通網をうまく自分たちの側に取り込んで利用するか、いずれかの手立てを講じなければ、その後の日本の関東州統治は順調には進まないか、少

なくとも、統治は不安定なものになるだろう。関東都督府のこれ以後の阿片制度の手直しは、単なる商品流通の域を超えて、日本による関東州統治の進捗ないし安定化のために重要な柱としての意味を持ったのである。

関東州の初期の阿片制度については、検討すべき課題がまだ残っているが、それについて触れる余裕がなくなった。阿片問題の歴史を研究する意義とその中での本稿の位置をひとまずこのようにまとめて、稿を終えることにする。

① 阿片・麻薬問題を帝国の研究として追究した研究は、日本に関して

は、前掲ジェニングズのものほぼ唯一であろう。ただし、同書の主眼は、日本の支配下にあった地域に於ける実態を明らかにすることを通して、「阿片麻薬取引と日本との五十年間の関わりを、征服計画促進のためにアジアの人民を墮落させ弱体化させる長期的な陰謀だと説明し」た、「東京裁判流の解釈」を批判し退けることにあり、私が述べた趣旨とは研究の方向性が異なっている。

② 前掲拙稿「膠州湾租借地におけるドイツの阿片制度」を参照。

（本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C）「帝國日本の阿片と麻薬」、課題番号一八五二〇五三）による研究成果の一部である。）

（大阪産業大学人間環境学部教授）

partisan de la patrie.

The Establishment of Japanese Opium Regime in Guandong Leased  
Territory (關東州) and the Chinese Merchants: A Study on  
Japanese Rule of the Region

by

KATSURAGAWA Mitsumasa

We can see three inexplicable features in the Japanese opium regime in the Guandong Leased Territory at the beginning of its establishment. Considerations of them, while paying attention to their relations with the activities of local Chinese opium merchants, made it evident that the employment of the opium farm system by the Japanese Guandong Government aimed at making Guandong an exclusive market for Taiwanese prepared opium, but the aim was not successful. It has also become understandable that the Japanese planned to separate Guandong from the economic, human and social networks which had been set up around the region to connect it to all the other regions of the Chinese mainland. The final goal was to connect it to Taiwan in order to build up a new network ranging from Tokyo, the apex, to Guandong and Taiwan. It could be said that the plan would probably be the basic measure at that moment in order to rule Guandong, or one of the temporary basic strategies to form the Japanese empire. The later adjustment of the opium regime in Guandong was for the purpose of founding a main pillar to advance or stabilise the rule of the region. It can be concluded that historical research of the opium problems is significant as a part of the historical research of the Japanese empire.

On the Donghu

by

YOSHIMOTO Michimasa

It goes without saying that the opposition of agriculturalists in China proper to the nomads of Mongolia was one of the dynamics in the history of eastern Eura-